

東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市体育施設等に関する条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1月4日」を「1月3日」に改める。

別表第4東大和市民体育館の項中「水曜日及び金曜日（休日に当たる水曜日及び金曜日）」を「月曜日から金曜日まで（休日）」に改める。

別表第5（1）の項イの表中「（水曜日及び金曜日）」を「（月曜日から金曜日まで）」に、「水曜日及び金曜日（休日に当たる水曜日及び金曜日）」を「月曜日から金曜日まで（休日）」に改め、同表（3）の項の表中「2,400」を「1,800」に、「600」を「450」に、「1,500」を「1,000」に、「375」を「250」に、「900」を「800」に、「225」を「200」に改め、同表（4）の項の表に次のように加える。

陸上競技場	おとな	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1時間につき
	こども	300	300	300	300	300	300	300	3,000円

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日以後の東大和市立桜が丘市民広場及び陸上競技場の利用に係る承認及びこれに関し必要な手続並びに利用料金の納付その他の行為は、施行日前においても行うことができる。